

令和2年度 京都市立勧修中学校 部活動運営方針

1 部活動のねらい

生徒が学年や学級の所属を離れて、共通の興味や内容を追求する活動の場であり、自己の特性に応じて自主的、自発的に活動する中で、個性を伸長し、社会性や人間性を育み、顧問や生徒相互の人間関係を育てる等、生徒の心身の健全な育成と責任ある個人としてふさわしい資質を育てることをねらいとする。

2 位置づけ

教育課程外で行われるものであるが、本校の教育活動の一環として位置づけ、生徒指導上においても有益な活動として位置付ける。

3 部の成立

下記の条件をすべて満たすこととし、準備委員会で検討のうえ職員会議で協議し、校長が決定する。

- ① 活動に必要な部員がいること。
- ② 顧問がいること。
- ③ 校内に活動場所を確保できること。

4 部員

入部は自由意志により、一人1部とする。3年間続けることを原則とし、入退部は保護者の承認のもと、担任・顧問の許可を必要とする。

5 運営規定

(1) 活動期間

4月1日から翌年3月31日とする。

(2) 活動時間

平日2時間程度、学校の休業日（土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間 等）は3時間程度を原則とする。

夏期休業中の校内での活動においては、休憩時間を十分に配慮した活動時間とすること。

(3) 完全下校

夏・冬時間の規定に従って下記のとおりとする。ただし、長期休業期間中は、下記に関わらず8時30分から活動可とし、完全下校は17時00分とする。

- | | | |
|---------------|-------------|------------|
| ① 夏時間（3月～9月） | 17時30分まで活動可 | 17時45分完全下校 |
| ② 冬時間（11月～1月） | 16時45分まで活動可 | 17時00分完全下校 |
| ③ 移行期（10・2月） | 17時00分まで活動可 | 17時15分完全下校 |

(4) 休養日

ア 平日に1日以上、及び土曜日または日曜日に1日以上の休養日を設ける。休養日の曜日については、各部の規定により定める。

イ 大会等により、土曜日または日曜日の休養日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(5) 活動休止

下記の期間は、原則として活動を休止する。その他、学校行事、学校体制、気象条件等により、活動を休止する場合がある。

- ① 定期テストの1週間前からテスト終了日までの期間。
- ② 8月中旬及び年末年始の学校閉鎖期間。

(6) 部費

部活動運営に必要な経費として部員から部費を徴収する場合は、1ヶ月500円以内を原則とし、必ず年度ごとに保護者に対して会計報告を行う。